

# 北海道道州制特別区域計画の変更（期間延長）について

令和2年12月  
北海道

## 1 特区計画の変更（期間延長）について

道では、平成19年以降、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」（いわゆる道州制特区推進法）に基づき、地域のことは地域で決めることのできる分権型社会の構築を目指して、北海道道州制特別区域計画を策定し、国から道への事務・事業の移譲等を推進しています。

現計画の計画期間が令和3年3月末で満了することから、この度、計画の変更（期間延長）素案を作成しましたので、皆様のご意見を募集します。

### ※ 道州制特区制度とは

北海道又はこれに準ずる広域団体を特定広域団体と位置付け、特定広域団体からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲を進めていく仕組み（現在特定広域団体に指定されているのは道のみ）。

## 2 主な変更点

今回の変更（期間延長）素案における主な変更点は次のとおりです。

区 分	内 容
計画期間	「H19～H32」を「H19～R7」に延長（5年間の延長）

## 3 今後の予定

今後、道民の皆様や市町村からいただいたご意見、国が作成する道州制特別区域基本方針などを踏まえ、道議会の議決を経て決定します。